

「飛鳥小学校いじめ防止基本方針」平成29年度

1 いじめの定義と基本的な認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。

（「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布）より）

(2) いじめに対する基本認識

上記の考え方のもと、本校では全教職員が「いじめは、人権侵害であり人として絶対に許されない行為である。」「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、当該児童だけの問題ではなく、全校児童の問題である。」「いじめられている子を徹底して守り通す。」という基本認識にたち、全校児童一人ひとりが、周りから認められ、いじめのない安心・安全で充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ問題に取り組むための体制

(1) 生徒指導推進委員会

生徒指導担当を中心に毎月1回、問題を抱えている児童やグループの現状と指導方法について情報を交換し、指導方針を明確化する。

(2) いじめ防止委員会（第22条等）

(1)の委員会にていじめ行為の有無が問題となった場合、当該委員会にてその認知を行い、当該委員会が「いじめ行為に当たる」と判断した場合は、これを中心に明確な指導方針を掲げ、組織的な対応をとるものとする。構成は、校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、当該学級担任等であり、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

3 4つの段階に応じた対応

～いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けての取組～

(1) 未然防止の取組

①人間関係形成能力を高める教育活動を行う

- I. 自己存在感、自尊感情の涵養
- II. 共感的人間関係の育成
- III. 自己決定の場の保障

道徳や教科授業等において、自他の生命や権利を尊重する態度を育て、上記I～IIIをねらいとした取組を進める。とくに子どもたちによるルールづくり、意義の確認を行い、その際、教師は子どもたちの主体性を確保するため「待つ指導」を心掛ける。

②楽しい学びの保障。生き生きと活動できる学校づくり

本校では、「小中合同運動会」「音楽発表会」などの行事において、また、児童会による「全校あそび」「ミニ運動会」「日々の清掃活動」などで、縦割り班や異年齢集団による活動が活発に行われている。そこで子どもたちは、立場のちがいを前提とした集団づくりをおこなっており、今後も互いの立場や考えを尊重する学びと活動の場を保障していく。

③相談体制の充実

いじめが表面化しにくい理由に、その陰湿さやネットいじめなどの匿名性などとともに、いじめられる側が「自分をいじめられる存在であると認めたくない」という思いがある。それらがいじめが隠蔽されやすい点を克服するため、担任による教育相談はもちろんのこと、養護担当、また、SCによる定期相談、アンケート（学期1回以上）、QU調査などを充実させ、子どもたちが意識無意識に発するサインを把握していく。

④研修の充実

「いじめに第三者なし」「いじめに理由づけなし」「いじめはどの学校やどの学級でも起こり得る」「いじめは人権侵害である」等のいじめ行為に対する認識を深めるとともに、個々のケースに即応できる指導力の獲得をめざした研修を行う。また、仲間づくりをテーマとしたソーシャルスキルトレーニング等の実践例を学ぶ研修を充実させる。

⑤「開かれた学校づくり」の推進

人間関係の希薄化、経験・体験の不足、大人のモラル低下などの社会的背景が子どもの規範意識に影響すると言われている。そこで本校では、老人会、デイサービスセンター、保育所、地場産業事業所などと交流を深めるとともに、保護者や地域に対して教育活動への参加を積極的に呼びかけ、かつアンケート等で評価を実施し、理解と支援を仰いでいく。

⑥インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

情報モラルに関する系統的計画的な指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(2) 早期の発見

- ①全教職員による日常的な児童への言葉がけや目配り等を通して、一人ひとりの児童のちょっとした変化や友人関係等の情報把握に努める。
- ②職員会議、校内研修、朝の打合せ時等に、児童理解についての情報交換を行い、共通認識の元、指導にあたるようにする。
- ③学期に1回以上の「いじめアンケート」を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ④担任による相談、スクールカウンセラーによる相談や保健室の利用、電話相談窓口の周知等、相談しやすい環境づくりに努める。
- ⑤保護者との信頼関係の確立に努め、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換を行う等、家庭と連携・協力しながらいじめの早期発見に努める。

(3) 速やかな対処

- ①いじめ問題を発見したときには、担任等だけで抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」を中心に、校長以下全教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全・心のケアを最優先に考える。また、いじめている児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ④事実確認の結果や指導した内容を被害・加害双方の保護者に連絡し、家庭と連携・協力して早期解決を図る。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除依頼の措置を取る。

(4) 適正かつ毅然たる指導

曖昧な判断や指導、また、「昔はもっとひどいいじめがあった」等の言は、いじめ行為に消極的な支持を与えるだけでなく、被害者に絶望を与えるものである。またこれは、責任能力や規範意識の醸成の観点からもまったく望ましいものではない。あくまで「いじめは絶対に許さない」「いじめられた側に立った指導」を行うことが肝要である。しかしながら、指導は、あくまで成長を促すためのものであって、懲罰的な意味をもつものであってはならない。尚、加害的な立場にある子どもの保護者に対しては、基本的には「学校とともに育てていこう」との考えで協力を求めていく。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた（生じるおそれがある）疑い」や「いじめにより相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認められる事態のことをいう。

(2) 重大事態への対処

- ①いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、所轄警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた（生じるおそれがある）時は直ちに所轄警察署に通報する。
- ②重大事態が発生した時は、市教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。

5 いじめの解決

いじめの解決とは、加害児童による被害児童への謝罪で終わるものではなく、被害・加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい関係を取り戻し、新たな関係づくりに踏み出すことをもって、解決したと判断するものとする。

6 いじめ問題への取組の評価

- (1) いじめの実態把握および適切な対応を果たすため、未然防止、早期発見、早期対応等の取組について、学校評価の項目に挙げる。
- (2) 自己評価と学校関係者評価に基づき改善活動を行う。

7 その他留意事項

- (1) 本基本方針は、年度ごとに検証し、より実態に即したもの、よりいじめ防止等が確実になされるように見直しを図る。
- (2) 学校ホームページ等を利用し、保護者・地域にも本基本方針を周知する。